最終更新日：2019年6月26日
株式会社フライングガーデン
代表取締役社長　野沢　八千万
問合せ先：0285-30-4129
証券コード：3317
http://www.fgarden.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンスが、株主をはじめとするステークホルダーを重視した経営を行うにあたって、必要不可欠なものと認識するとともに、企業価値を高める経営の最重要課題と位置付けております。そのために経営の透明性を図り、遵法の精神を従業員に徹底し、全ステークホルダーに対して迅速かつ適切な情報開示が行われるよう努めております。
そのための内部体制として、取締役会及び経営会議等によって、各部門の力を削ぐことなく、横断的に業績管理及びリスクマネジメントをするとともに、社外取締役を選任し、経営監視の強化を図るとともに、他分野からの助言・指導を行っております。また、監査役制度を採用し、監査役4名を社外監査役とし、客観性と透明性を確保したうえで、取締役の業務執行の監視を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
野沢 八千万	416,390	28.81
有限会社アクティヴ	120,960	8.37
野沢 卓史	66,124	4.58
野沢 通子	54,144	3.75
野沢 良史	51,724	3.58
ＦＧ持株会	47,116	3.26
須田　忠雄	31,844	2.20
株式会社足利銀行	28,800	1.99
綾羽　静江	23,300	1.61
ザ　バンク　オブ　ニューヨークメロン140040	20,500	1.42

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

前記「2.資本構成」につきましては、2019年3月31日時点の状況を記載しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
関根　則次	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関根　則次		―――	公認会計士兼税理士として、当社の公正な会計に資するとともに他の事業会社等の監査指導等の経験から、当社に対して有益な助言、指導が得られるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、適宜会合を開催し、監査計画の確認を行うとともに、当社の監査結果の報告を受けております。
また、内部監査室からの業務監査に対する報告等を含め、報告会を行い連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石島　仁司	他の会社の出身者													
荒井　真澄	他の会社の出身者													
内野　直忠	公認会計士													
石川　伸治	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石島　仁司		―――	前職による経験から、当社取締役の職務執行に対して有益な監査業務を行えるため。 当該社外監査役は、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反のおそれはありません。
荒井　真澄		―――	前職による経験から、当社取締役の職務執行に対して有益な監査業務を行えるため。 当該社外監査役は、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反のおそれはありません。
内野　直忠		―――	公認会計士兼税理士としての経験から、当社会計に対しての有益な監査業務が行えるため。 当該社外監査役は、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反のおそれはありません。

石川　伸治	○	――――	税理士としての経験から、当社会計に対しての有益な監査業務が行えるため。 当該社外監査役は、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反のおそれはありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

――――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

一部の従業員に対してのみ、過大な利益を与える制度が当社の企業風土と合致しないため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の額　77,828千円
監査役の報酬等の額　 9,285千円
計 87,113千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役の職務を補佐する専任スタッフはおりませんが、社外取締役及び社外監査役が専任スタッフを求めた場合には、必要に応じて置く事と致しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役6名により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役のうち1名は社外取締役としており、公認会計士の資格を有し財務会計に関する高い知見をもち、経営管理の観点から当社に対して有益な助言、指導を頂いております。
当社の監査役は、全員を社外監査役としており、公認会計士・税理士等の資格を有し財務会計に関する高い知見や前職での経験を活かし取締役会の業務執行を監督していただいております。
定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会でのより慎重な審議を促進するために、取締役及び部門長が出席する経営会議を毎月2回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行っております。
また各部門長は、各職務分掌に基づき事業計画で決定している施策及び効率的な業務の執行を行うとともに、取締役会及び経営会議においてその執行状況を定期的に報告し、目標に対しての改善を行います。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた平日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後に、個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	代表取締役のコメントとともに、ニュースリリース、決算短信等を開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務部に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「お客様」「お取引先様」「従業者」「社会」という全てのステークホルダーとの信頼関係を高めるため、「フライングガーデン私たちの行動規範」を制定し、ステークホルダーに対する当社の姿勢を明確にしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

株式会社フライングガーデン（以下「当社」という）は、企業価値向上を実現するために、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に係る法令等の遵守の確保及び資産の保全に努め、業務活動を行う上で生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（以下「内部統制システム」という）を構築し運用します。この基本方針は、当社が内部統制システムの整備・運用のために取り組む活動の基本方針を定めるものです。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社の取締役及び使用人に、お客様を始めとして、株主様・取引業者様・地域社会等のすべてのステークホルダーと共に、会社の永続的な繁栄の実現のために、法令等の遵守を企業活動の根源とすることを周知徹底いたします。
そのため代表取締役は、代表取締役の下に、コンプライアンス体制の統括・管理をする組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人に対してのコンプライアンス教育や啓発活動を行います。
当社は、行動規範及びコンプライアンス基本規程、コンプライアンス委員会規程、内部通報規程を制定し、整備します。同時に、法令違反その他のコンプライアンスに関する通報体制を整備し、内部通報窓口を設置します。
通報発生後の対応については、内部通報窓口経由でコンプライアンス委員会及び監査役会に報告し、各部門と再発防止策を策定し改善を図る体制にします。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないものとします。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理を行い、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

3．損失の危険の管理に関する体制
代表取締役は、当社の将来的な企業発展を脅かすリスクに対応するべく、リスクマネジメントの責任者として、リスク管理統括役員を任命し、各部門長とともに、全社的なリスクの評価と迅速かつ実践的な対応を行います。リスク評価の実施により、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し対応いたします。
また各部門においては、既存の規程・マニュアルを見直すとともに、各部門ごとのリスク管理体制を確立いたします。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会でのより慎重な審議を促進するために、取締役及び部門長が出席する経営会議を毎月2回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行います。
また各部門長は、各職務分掌に基づき事業計画で決定している施策及び効率的な業務の執行を行うとともに、取締役会及び経営会議においてその執行状況を定期的に報告し、目標に対しての改善を行います。

5．監査役の職務を補助すべき使用人
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けません。
なお、監査役補助を兼任する使用人は、監査役の職務の補助を優先して従事します。

6．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
監査役は、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席することができます。また、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求め、何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報はすみやかに、内部通報窓口担当及びコンプライアンス委員会から、監査役会に報告することを徹底します。
監査役の監査業務を効率的に遂行するために、内部監査室は、内部監査の実施状況を監査役に報告するものとします。監査役に報告を行った者に、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止します。

7.財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、行動規範で、広く社会が認める企業であるために、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わらないことを定めております。そのような個人・団体から不当要求を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

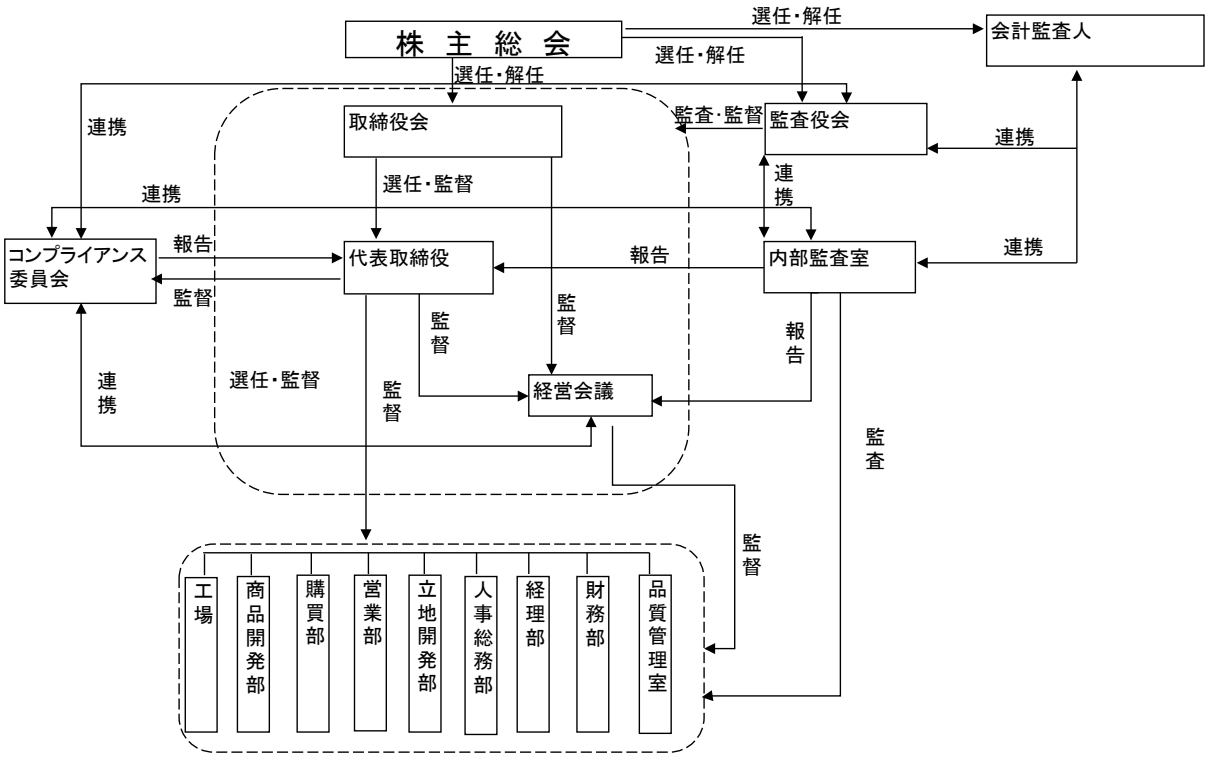
―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

当社では、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報の適時適切な開示が極めて重要な責務であることを認識し、会社の業務運営や業績等に関する重要な情報の社内管理、適時開示の管理については、以下の社内体制のもとで対応しております。

当社における会社情報の適時開示及びインサイダー情報の管理は、情報取扱責任者（情報開示担当役員）である取締役財務部長の統括の下、主管部署である財務部が行っております。
財務部では、業務上発生する様々な決定事実、発生事実、その他の事項について、責任者である取締役財務部長と協議を行い、適時開示規則等に基づき開示の可否を決定しております。開示が必要な場合は、責任者である取締役財務部長の承認を得て速やかに開示の手続きを行っております。また必要に応じて取締役会決議を得たのち速やかに開示の手続きを行っております。
また、財務部は、インサイダー情報管理の主管部署でもあるため、重要事実に関しては、その発生から開示まで一元管理を行っております。


株 主 総 会
選任・解任
会計監査人
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査・監督
監査役会
連携
連携
選任・監督
連携
連携
報告
代表取締役
報告
内部監査室
連携
コンプライアンス
委員会
監督
監督
監督
報告
連携
選任・監督
監督
経営会議
監査
監督
工場
商品開発部
購買部
営業部
立地開発部
人事総務部
経理部
財務部
品質管理室